

議案第 53 号

斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

【議案提出担当課：子育て支援課】

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部が改正されたことから、この改正内容に準じて、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

本条例において、児童福祉法等を引用する条項について整理を行います。

2. 施行期日

公布の日から施行します。